

項第四号とし、同号の次に次の四号を加える。

五 中小連結法人 中小企業者に該当する連結法人として政令で定めるものをいう。

五の二 適用除外事業者 当該連結事業年度開始の日前三年以内に終了した各連結事業年度（以下この号において「基準年度」という。）の連結所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、

これに十二を乗じて計算した金額（既に基準年度の連結所得に対する法人税の額につき法人税法第八十一条の三十一の規定の適用があつたこと、基準年度において合併、分割又は現物出資が行われたこと、基準年度において同法第四条の二の承認を受けたこと、基準年度において同法第四条の五第一項又は第二項（第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消されたことその他の政令で定める事由がある場合には、当該計算した金額につき当該事由の内容に応じ調整を加えた金額として政令で定めるところにより計算した金額）が十五億円を超える連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人をいう。

六 試験研究費割合 第一項、第三項又は前項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額の平均売上金額の

合計額に対する割合をいう。

七 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第六十八条の九第六項第八号を削り、同項第九号中「若しくは第四項」を「第三項若しくは前項」に改め、同号を同項第八号とし、同項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、」を「連結法人の」に改め、「（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第六項において同じ。）」を削り、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「限り、」の下に「第四項（第二号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を加え、「次の各号に掲げる場合に該当する」を「当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の

当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額が平均売上金額の合計額の百分の十に相当する金額を超える」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その超える部分の金額に超過税額控除割合（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「超過税額控除限度額」という。）に、「各号に定める金額が」を「超過税額控除限度額が」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「又は農業協同組合等」を「で適用除外事業者に該当しないもの又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、増減試験研究費割合が百分の五を超える場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前項中「の百分の十二に相当する」とあるのは、「に特例割合（百分の十二に、増減試験研究費割

合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）をいう。）を乗じて計算した」とする。

二 前項後段中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十五」とする。

5 第一項の連結法人又は第三項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける連結事業年度を除く。）において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「の百分の二十五に相当する」とあるのは「の百分の二十五に相当する金額に、当該調整前連結税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該二を乗じて計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

第六十八条の九第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

第六十八条の十第一項中「減価償却資産を」の下に「連結親法人又はその連結子法人で、」を加え、「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十五号」に、「電気事業の用」を「発電事業者に該当するもののうち、同項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者若しくは同項第十三号に規定する特定送配電事業者のいずれかに該当するもの又は大規模な発電を行うものとして財務省令で定めるものが発電の用」に改め、同条第二項中「前条第六項第四号」を「前条第八項第五号」に、「同項第五号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「同条第六項第二号」を「前条第八項第二号」に改め、同条第四項中「あつては、第四十二条の五第二項」を「おける第四十二条の五第二項」に改め、同条第五項中「次条第七項」を「次条第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、同条第十項中「修正申告書又

は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に、「は、当該」を「の計算の基礎となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十一項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「同項第五号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項」を削り、「以下この条において「供用年度」を「次項及び第十項において「供用年度」に、「第三項」を「。次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「及び次項第二号」及び「及び同号」を削り、「前二項」を「前項」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に、「第六項まで」を「第四項まで」に、「以下この項に」を「以下この項及び第四項に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削

り、「控除される金額がある場合には、当該」を「控除される金額又は第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」に、「金額のうち」を「金額又は第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「おける第三項又は第四項に規定する」を「おける」に、「あつては、第四十二条の六第三項又は第四項」を「おける第四十二条の六第二項」に、「第三項又は第四項」を「第二項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第八項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「及び第二項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第三項及び第四項」を「第二項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出す

る場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」に、「これら」を「同項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第三項の」に、「第六項」を「第四項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第三項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第三項から第五項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に、「同条第三項から第五項まで」を「同条第二項及び第三項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第七項の」を「第五項の」に、「第六十

八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項から第十二項まで」を「第六項から第十項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十八条の十三第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「（以下この条）を」（以下この項及び第七項）に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、同条第三項中「あつては、第四十二条の九第一項」を「おける第四十二条の九第一項」に改め、同条第四項中「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十五の四第五項」を「第六十八条の十一第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項」に改め、同条第六項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる工業用機械等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第七項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改める。

第六十八条の十四第二項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、同条第三項中「第六十八条の九第六項第六号」を「第六十八条の九第八項第七号」に改め、同条第七項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第六十八条の十四の二第二項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、同条第六項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業<sup>けん</sup>の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十四の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第 号）の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該連結親法人又はその連結子法人の行う同条に規定する承認地域経済牽引事業（以下この項及び次項において「承認地域経済牽引事業」という。）に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第二項第一号に規定する促進区域（次項において「促進区域」という。）内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画（同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）に従つて特定地域経済牽引事業施設等（承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定事

業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む連結事業年度(次項において「供用年度」という。)の当該特定事業用機械等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定事業用機械等の取得価額(その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が百億円を超える場合には、百億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の四十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、地域経済牽引事業の促

進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該連結親法人又はその連結子法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従つて特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額の百分の四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用

年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

5 第一項の規定は、連結確定申告書等に特定事業用機械等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。

6 第二項の規定は、連結確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定事業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額は、連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定事業用機械等の取得価額を限度とする。

7 第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十四の三第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十四の三第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「ま

でに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四の三第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十四の三第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十四の三第二項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十四の三第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする。

8 第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政

令で定める。

第六十八条の十五第二項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に、「に当該認定を受けた日が次の各号に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の四（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第二項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定建物等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第六十八条の十五の二第一項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に、「第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人」を「第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等のうち、連結親法人であるもの」に改め、同条第二項中「第一号に」を「前項第一号及び第三号に」に、「二十万円（当該連結法人が第二

号に掲げる要件を満たす場合には、五十万円）に当該連結親法人及びその各連結子法人（地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）であるものに限る。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計（当該地方事業所基準雇用者数の合計が当該適用年度の基準雇用者数の合計を超える場合には、当該基準雇用者数の合計を超えない場合）を乗じて計算した金額を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 三十万円（当該連結法人の基準雇用者割合が百分の十以上であること又は当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者のうち当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当しない者の数の合計が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合には、六十万円）に、当該連結親法人及びその各連結子法人（地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計（当該地方事業所基準雇用者数の合計が当該適用年度の基準雇用者数の合計を超える場合には、当該基準雇用者数の合計。次号及び第三号において同じ。）のうち、当該連結親法人及びその各連結

子法人の個別特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。次号において「調整地方事業所基準雇用者数」という。）のうち、当該連結親法人又はその連結子法人が受けた同条第三項の認定に係る特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者で当該適用年度終了の日にあって当該特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（次号イ及び第三号において「特定新規雇用者数」という。）に達するまでの数をいう。次号及び第三号において同じ。）の合計に達するまでの数を乗じて計算した金額

イ 当該連結親法人又はその連結子法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。

二 二十万円（前号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合には、五十万円）に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

イ 当該連結親法人及びその各連結子法人の個別非特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人が受けた地域再生法第十七条の二第三項の認定に係る特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの総数（当該総数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の調整地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該調整地方事業所基準雇用者数）として政令で定めるところにより証明がされた数（以下この号及び次号において「新規雇用者総数」という。）から当該連結親法人又はその連結子法人の特定新規雇用者数を控除した数のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数（当該数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。同号において同じ。）に達するまでの数をいう。ロ及び同号において同じ。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

ロ 当該連結親法人及びその各連結子法人の個別非新規基準雇用者数（調整地方事業所基準雇用者数